

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

豊前開発環境エネルギー株式会社

(2) 所在地

豊前市大字八屋2544番地61

(3) 代表者

代表取締役 白石 康彦

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和4年3月22日

4 処分の理由

事業者は、許可範囲外の産業廃棄物の処分を受託する契約を4社と締結し、令和元年11月から約2年にわたり、計2万5千トン以上を処分した。

このことは、法第14条の2第1項の規定に違反する無許可の事業範囲変更であり、法第14条の3第1号の規定に該当し特に情状が重いため、法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可取消事由に該当する。